

令和 5 年度 第 2 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 5 年 5 月 10 日 (木) 午後 2 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 2 階多目的ホール			
出席委員 (13 人)	1 番 久米 繁好	2 番 潮 智博	3 番 村上 隆	4 番 川崎 康晴
	5 番 福本 正博	6 番 三浦 勝美	7 番 石賀 英男	8 番 伊藤 英之
	9 番 中本 敏彦	10 番 丸山 環	11 番 足立 紀美世	12 番 前田 正秀
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (10 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	松本 芳己	桑本 慎吾	福田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	河上 幸徳		
欠席推進委員 (2 人)	小前 茂雄	石賀 昭則		
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 每田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第2回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第2回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は小前委員、石賀昭則委員です。以上です。
議長 事務局	議事録署名委員の指名ですが、7番 石賀英男委員、8番 伊藤委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。
	申請番号3番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積586m ² 。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は753m ² となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、譲受人が所有する農地に隣接している2筆と他1筆の申請地を、譲渡人との協議によって譲受けることになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。
議長	以上の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
事務局	続きまして議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 2ページから18ページをご覧ください。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。

浦安 [REDACTED] 、登記簿地目 雜種地、現況地目 畑、面積 6 1 1 m² の内 4 1 9 . 2 0 m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。施設の概要は一般住宅、申請事由は「一般住宅建築のため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる譲受人は現在、米子市内のアパートに夫婦と子ども 2 人の 4 人で暮らしておられます。子どもの成長に伴い現在の住居では手狭になってきたため、住宅の新築を計画されたそうです。そのための住宅用地として、譲受人の実家のある琴浦町内で適地を探しておられたところ、父親の知り合いの家に隣接する本件申請地が立地や予算等の面で条件に見合うことから、土地を選定して転用申請をされたものです。

工期は今年 8 月から令和 6 年 3 月末までの予定です。

土地造成等について説明しますので、6 ページの説明図をご覧ください。申請地は東側の町道と同じ高さですが、雨水が町道の側溝に流れるようにするため、東に向かって勾配 0 . 5 % で造成整地を行います。その後木造平屋建の住宅を建築し、合わせて車 4 台分の駐車スペースや庭などを整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が [REDACTED] 円、埋立整地費、建築費、その他費用の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う証券取引残高証明書及び金融機関の融資証明書が添付されています。なお、1 m²当たりの土地買収費は [REDACTED] 円です。

被害防除計画について説明します。申請地の東側は町道、西側と北側は水路に接しています。6 ページの説明図にもありますように、申請地南側には本申請に先立って分筆した畠 [REDACTED] が隣接していますが、この後で説明する申請番号 3 番の駐車場用地への転用申請地となりますし、住宅は平屋建で境界から最低 3 m 離して建築する計画となっているため、周辺農地への日照及び通風、土砂流出等への影響はないものと考えます。

建物から出る雨水の処理については、敷地内に設置する雨水浸透樹を経由させ東側の町道側溝に放流、生活排水については、既設の公共下水道に接続して処理する計画となっています。

なお、申請地内には小さな倉庫が建っていますが、転用許可後に譲受人が解体撤去工事を行う予定だということです。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地の周辺には農地が広がっており、申請地を含む一団の農地面積が 1 0 h a を超えることから「第 1 種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに適用される「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないものと考えます。

申請番号3番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字浦安 [REDACTED]、登記簿地目 雜種地、現況地目 畑、面積93m²の内63.80m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。施設の概要は駐車場、申請事由は「自宅敷地拡張及び駐車場整備のため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明しますので、6ページの説明図をご覧ください。譲受人は申請地南側の宅地 [REDACTED] に住んでおられる方で、住宅が北側境界に近い位置に建っているため、分筆前の申請地を購入して敷地を拡げたいと考えられていたようですが、面積が広すぎると感じて購入をためらっておられたそうです。そうした状況の中、住宅用地を探しておられた申請番号2番の譲受人の父親に、分筆前の申請地を紹介されたところ、分筆を行ったうえで住宅用地として売買することで話がまとまったことから、譲受人も分筆後の申請地を購入することになり転用申請をされたものです。

工期は今年8月から9月末までの予定です。

土地造成等について説明しますので、6ページの説明図をご覧ください。申請地は東側の町道と同じ高さですが、雨水が町道の側溝に流れるよう東に向かって勾配0.5%で造成整地を行う計画です。

資金調達計画について説明します。土地買収費が [REDACTED] 円、埋立整地費及びその他費用の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う預金残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地買収費は [REDACTED] 円です。

被害防除計画について説明します。申請地の東側は町道、西側は水路、南側は譲受人の自宅、北側は先ほどの申請番号2番で説明した住宅用地への転用申請地です。近隣の農地とは水路で区切られていることから、土砂等が流出する恐れはないと考えますし、雨水の処理については、申請地東側の町道側溝に流入する計画となっています。なお、汚水の発生はありません。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地の周辺には農地が広がっており、申請地を含む一団の農地面積が10haを超えることから「第1種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「既存施設の拡張」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号4番 権利の区分は賃貸借権設定。農地の所在 大字八橋
[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積263m²の内123.94m²。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は278.16m²となっています。貸人は琴浦町内の個人3名、借人は琴浦町です。施設の概要は工事用施工ヤード、申請事由は「歩道橋架替工事に伴う工事用施工ヤード設置のため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。8ページの説明図にもありますように、琴浦町が架替を計画しているごりん橋は山陰本線の鉄道の上にある歩道橋で、八橋小学校への通学路としておよそ80名の児童が利用していますし、災害発生時の避難経路の一部にも含まれています。しかし建設から53年が経過し、老朽化が進んでいることや耐震補強ができない構造であることなどの理由により、利用者の安全確保と今後の維持管理の面から、現在の橋の東側に新たに橋を建設することになり転用申請をされたものです。

9ページの説明図をご覧ください。新しい歩道橋の建設工事と現在の歩道橋の撤去工事を行うため、赤い線で表示した転用申請地3筆の一部面積のほか、北側の公衆用道路、原野[REDACTED]、宅地[REDACTED]に工事用施工ヤードを設置し、盛土等の資材置場や重機の配置場所として利用する計画となっています。

町から提出された工程表によりますと、工期は許可日から令和8年3月までの3年間となっています。

土地造成等について説明します。申請地では表土を30cmの厚さで剥ぎ取り、その表土は工事完了まで施工ヤード隅に仮置きします。農地部分については、はじめにブルーシートで養生させてから購入した真砂土で盛土を行い、その後で碎石を敷き転圧する計画となっています。その他に工事用道路の設置工事等を行い、令和8年3月末の工事完了後には農地に復元したうえで3名の貸人に返還する予定です。

資金調達計画について説明します。農地の借上料が[REDACTED]円、土地造成費が[REDACTED]円で、その全額を国の補助金[REDACTED]円と、借入金（過疎債）[REDACTED]円で支出する旨を関係書類で確認済みです。なお、1m²当たりの借上料はおよそ[REDACTED]円です。

被害防除計画について説明します。ヤードと隣地の間には鋼板を設置して土砂流出を防止、雨水については地下浸透で処理する計画となっています。なお汚水については、仮設トイレを設置してくみ取りを行うことになっているため発生しません。

他法令等の許認可手続の状況について説明します。9ページの説明図に記載していますが、転用申請地の南側に隣接する黒の太線で囲まれた部分については、土地収用法第3条第35号の規定により道路用地として町が買収することになります。これについては農地法第4条第6項に、「土地収用法その他の法律によって収用し、または使用した農地をその収用または使用にかかる目的に供する場合は、農地の転用の不許可の例外規定を適用するため、転用の申請・許可是不要」とあることから、その規定通りに扱うこととします。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が行われておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当すると考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号5番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,644m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人となる太陽光発電事業者は、琴浦町内で事業に必要な土地の提供者を募集しておられたそうです。本案件は、譲受人が電話連絡及び現地訪問等を行った結果、譲渡人の農地を譲ってもらえることになり申請をされたものです。

工事計画について説明します。申請地では除草作業を行った後、太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、既設の電柱に送電する工事計画となっています。

工期は許可日から1年以内で、施設の操業期間は永年です。

資金調達計画について説明します。土地買収費が [REDACTED] 円、太陽光発電設備設置工事費が [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地買収費はおよそ [REDACTED] 円です。

被害防除計画について説明します。申請地では除草作業を行った後、現状のままで土地を利用する計画となっていることから、造成や整地等の工事を行う予定はありませんし、事業用地への侵入防止対策として、外周に高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理されるということですし、汚水が発生することはありません。また、雑草対策として年2回の除草作業を行う計画

です。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含め3件の土地を検討されたそうですが、太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、電力ルートの確保といった条件をすべて満たす土地は本件申請地しかなかったということでした。

譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結したグループ企業の [REDACTED] が全量を買取り、この株式会社が発電事業者の立場となって電力の販売先を決定します。その販売先についても、譲受人のグループ企業となる [REDACTED] で、最終的には [REDACTED] や [REDACTED]などの企業へ電力を小売りすると聞き取っていますし、令和5年4月3日に [REDACTED]との間で、発電設備に関する系統連系契約を締結されているため、[REDACTED]の設備を使って送配電することが可能だということです。

また、[REDACTED]は平成27年12月7日付で経済産業大臣からの小売電気事業者登録が完了しており、転用許可申請書には公文書の写しが添付されています

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が行われておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当すると考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号6番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,489m²。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細につきましては、申請番号5番と同一であることから、説明は割愛します。

工事計画について説明します。申請地では除草作業を行った後、太陽光パネル192枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、既設の電柱に送電する工事計画となっています。

工期は許可日から1年以内で、施設の操業期間は永年です。

資金調達計画について説明します。土地買収費が [REDACTED]円、太陽光発電設備設置工事費が [REDACTED]円の合計 [REDACTED]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地買収費はおよそ [REDACTED]円です。

	<p>被害防除計画及び事業用地の選定、電気の生産から販売につきましても、申請番号5番と同一であることから、説明は割愛します。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が行われておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当すると考えます。</p> <p>許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>申請番号7番と申請番号8番は同じ内容での申請となるため、一括して説明します。</p> <p>申請番号7番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積710m²。申請番号8番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,360m²。申請番号7番、8番とともに譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。</p> <p>転用事由の詳細につきましては、申請番号5番及び6番と同一であることから、説明は割愛します。</p> <p>工事計画について説明します。申請地では除草作業を行った後、太陽光パネル192枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、既設の電柱に送電する工事計画となっています。</p> <p>工期は許可日から1年以内で、施設の操業期間は永年です。</p> <p>資金調達計画について説明します。申請番号7番の土地買収費が [REDACTED] 円、申請番号8番の土地買収費が [REDACTED] 円、太陽光発電設備設置工事費が [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地買収費は申請番号7番がおよそ [REDACTED] 円、申請番号8番がおよそ [REDACTED] 円です。</p> <p>被害防除計画及び事業用地の選定、電気の生産から販売については、申請番号5番及び6番と同一であることから、説明は割愛します。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が行われておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当すると考えます。</p> <p>許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p>
議長	

久米委員

申請番号2番と申請番号3番について、一括して報告します。5月2日に澤田委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

説明図にもありますように、申請地2筆は [REDACTED] の西側に位置する畠で、東側は町道、南側は住宅、北側と西側は大きな水路に接し、申請地の東側3分の1部分は雑種地、西側の残り3分の2の部分が畠として使われていました。いずれの申請地ともに土地改良事業は行われていないということですし、一般住宅の建築、駐車場の整備にそれぞれ必要な面積のみを申請されていますので、転用を許可しても問題はないと思いました。

申請番号4番について報告します。5月2日に澤田委員、地区担当の北中委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

説明図にもありますように、申請地3筆は [REDACTED] から坂道を上った [REDACTED] 西側に位置する畠で、申請地以外には周辺に農地はありませんでした。公共工事の施工に伴うヤードの設置を目的とした、一時的な転用であることから許可しても問題ないと感じましたが、工事完了後には計画通りに農地に復元してもらいたいと思います。

申請番号5番について報告します。5月2日に澤田委員、地区担当の潮委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

説明図にもありますように、申請地は向原部落の西側に位置する田で、南側は青線を挟んで家庭菜園として利用されている田、北側は町道、西側は勝田川に接しています。隣接地の地権者からは同意をもらっておられるということですし、事業用地として複数の土地を検討された結果、条件を満たす適地が申請地しかなかったということから、転用を許可しても問題ないと感じました。

ただし、草刈りが年2回というのは少ないと想いますので、南側に隣接する農地の営農に支障がないように、草刈りや水路の維持管理等を適切に行っていただきたいと考えます。

申請番号6番について報告します。5月2日に澤田委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

説明図にもありますように、申請地は加勢蛇川西側の [REDACTED] 北側に位置し、北側、東側、南側は田、西側は町道に接しています。譲渡人の方はかなり高齢で、後継者もないために農地の維持管理ができないということ、事業用地として複数の土地を検討された結果、条件を満たす適地が申請地しかなかったということから、転用を許可しても問題ないと感じました。

ただし、北側には水稻を耕作されている田が隣接するなど、申請地周辺には複数の農地が存在していますので、それらの農地の営農に支障がないように、草刈りや水路の維持管理等を適切に行っていただきたいと

	<p>考えます。</p> <p>申請番号7番と申請番号8番について、一括して報告します。5月2日に澤田委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。</p> <p>説明図にもありますように、申請地の北側は田、南側は畠、東側は宅地、西側は申請番号6番の申請地に接していて、北側の田は耕うん等の管理がしてありましたが、南側と西側の隣接農地には雑草が茂った状態となっていました。土地改良事業等は行われていないということですし、事業用地として複数の土地を検討された結果、条件を満たす適地が申請地しかなかったということから、転用を許可しても問題ないと感じました。</p> <p>ただし、申請地周辺には複数の農地が存在していますので、それらの農地の営農に支障がないように、草刈りや水路の維持管理等を適切に行っていただきたいと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>申請番号2番から申請番号4番について質問します。</p> <p>初めに申請番号2番と3番についてですが、申請番号2番の申請面積が611m²の内419.20m²、申請番号3番の申請面積が93m²の内63.8m²となっているのに、施設面積がそれぞれ611m²、93m²となっているのは何故でしょうか。</p>
事務局	<p>申請番号2番の申請地が全面積611m²の内、畠として評価されている部分の面積が419.20m²、雑種地として評価されている部分の面積が191.80m²、申請番号3番の申請地が全面積93m²の内、畠として評価されている部分の面積が63.80m²、雑種地として評価されている部分の面積が29.2m²となっているためで、これについては、参考資料として添付されていた固定資産評価証明書で確認しています。</p>
三浦委員	<p>分かりました。続いて申請番号4番について質問します。本案件は一時転用の申請としては従来より期間が長いように感じますが、何か特別な届出等が必要になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>本案件が許可された場合、許可後1年ごとに進捗状況の報告書を転用事業者から提出していただき、事務局が現地確認を行うことになります。</p>
三浦委員	<p>分かりました。長い期間での一時転用になりますので、先ほど久米委員からの報告にもありましたように、工事完了後は確実に農地に復元していただきたいと思います。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(中本委員より挙手あり)</p>

中本委員	申請番号5番について質問します。12ページの説明図では申請地南側に水路がありますが、どういった作りの水路なのでしょうか。
久米委員	草が生い茂っているなどしていたため、はっきりと確認をしたという訳ではありませんが、土水路だったと思います。
中本委員	大雨が降った時など、その水路から水が溢れたりするといった心配はないのでしょうか。
潮委員	確かにこの水路は埋まっていましたが、水が溢れて周辺が水に浸かるといった恐れはないと思います。
中本委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する石賀英男委員は退席をお願いします。</p> <p>(石賀英男委員の退席を確認)</p> <p>議案第9号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19ページをご覧ください。議案第9号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号261番 農地の所在 大字榎下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,572m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和5年5月11日、終期は令和8年5月10日、期間は3年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号262番から、25ページの申請番号272番までの外11件についてはご覧のとおりです。</p> <p>26ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号273番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積490m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和5年5月11日、終期は令和8年5月10日、期間は3年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号274番から、33ページの申請番号287番までの外14</p>

	<p>件についてはご覧のとおりです。</p> <p>34ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字逢束 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 603m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年5月31日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(石賀英男委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係委員に該当する三浦委員は退席をお願いします。</p> <p>(三浦委員の退席を確認)</p> <p>議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>35ページをご覧ください。議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>申請番号5番 農地の所在 大字逢束 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 812m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町外の認定新規就農者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当たりの借賃は [REDACTED]円、始期は令和5年7月1日、終期は令和8年6月30日、期間は3年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>借受人は昨年4月から1年間、西伯郡大山町内で白ネギやブロッコリーなどの露地野菜栽培研修を受けた後、今年4月から琴浦町内で新規就農された方ですが、これまで琴浦町内に経営面積がなかったことから、解除条件付きの貸借契約としています。</p> <p>申請番号6番から41ページの申請番号18番までの、賃貸借権設定外13件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお</p>

久米委員
議長

願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。

(三浦委員の復帰を確認)

その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、5月2日に行われた農家相談の報告を久米委員にお願いします。

(農家相談2件報告)

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして令和5年度 第2回琴浦町農業委員会総会を終了します。